

# 農福連携拡大推進業務仕様書

## 1 運營業務の名称

農福連携拡大推進業務

## 2 業務の概要

県内の農福連携の好事例を紹介する動画を制作し、WEB上で公開するとともに、動画を活用したセミナーを開催することにより、農業に関心のある障害福祉サービス事業者が農福連携に参入する契機とし、また、既に農福連携に取り組んでいるが、工賃の向上に繋げることができていない事業者に対しても、より効果的な事業運営ができるよう支援する。

また、障害福祉サービス事業者が農業参入後に安定的・継続的な生産活動として、工賃向上に繋げることが困難な実態があることから、持続可能な農福の運営を行うため、農業経営を意識した専門家を派遣し支援する。

## 3 期間

令和6年11月27日（水）から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務の内容

本事業の遂行にあたり必要となる下記業務について実施すること。

### (1) 動画制作・動画を活用したセミナー開催

#### ①15分程度の動画の制作1本（動画は県HP等、WEB上で効果的に発信する）

※動画制作にあたっては、下記の「動画制作・納品における留意事項」を参照すること。

県内の農福連携の好事例事業所の紹介

#### ②セミナーの開催

①の動画を活用したセミナーを開催し、動画をより効果的に波及させる。

### (2) 農業経営を意識した専門家派遣

既に農福連携に取り組んでいるが、上手く工賃向上に繋げることができていない事業者が、持続可能な農福連携を行うため、農福連携に取り組む事業者に対し、農業経営を主とした知識やノウハウを有する専門家を派遣すること。

派遣にあたり、希望事業者を決定するために必要な照会を実施すること（回答フォーム等の準備を含む）。

※県内事業者のうち、農福連携に取り組んでいる事業者情報は県が提供する。

※1事業者につき1～5回程度（2～5事業者程度の想定）

### 【動画制作・納品における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ② 動画制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。

- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ 動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 動画制作においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影も想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑧ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- ⑨ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑩ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑪ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑫ 納品は最適な解像度でおこなうこと。（動画データの納品1セット）
- ⑬ 動画の縦横比は、使用用途に合わせて、委託者と協議し、決定すること。
- ⑭ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当てること。
- ⑮ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑯ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

## 5 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- (2) 業務遂行にあたり知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例を遵守すること。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとする。